

● 総合事業サービス

介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業（P68）を合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」と呼びます。
総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを目的としています。

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業（P68へ）



介護予防・生活支援サービス事業

地域包括支援センターが作成する計画（介護予防ケアプラン）にもとづき、ヘルパーやデイサービスセンターを利用することが出来ます。
このサービスのみを利用する場合は、市の窓口で実施する「基本チェックリスト」に基づき事業対象者になることで、通常約30日要する「要支援認定」を受けることなく、迅速なサービス利用が可能となります。

1) サービスの種類

- ①訪問型サービス
ヘルパー等が自宅を訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の身の回りの支援を行います。
- ②通所型サービス
デイサービスセンターや介護予防拠点施設などで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。
- ③介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターの職員が、利用者の状態に応じた適切なサービス利用ができるように、サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2) 対象者

- ①要支援認定を受けた方【要支援1・要支援2】
- ②基本チェックリスト（※1）や身体の状態により介護予防・生活支援サービス事業が必要と認められた方【事業対象者】

（※1）基本チェックリストとは？

基本チェックリストとは、国の定める25の質問項目により、日常生活に支障がないかどうか確認するために行うものです。
介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリスト等による判定と家庭訪問により事業対象者となった方が、サービスを利用できます。

3) 利用できるサービス

- ①要支援認定を受けた方
「介護予防サービス」（58～61ページ）と「介護予防・生活支援サービス事業」の両方を利用ができます。（片方のみの利用も可）
- ②事業対象者
「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

4) 利用者負担

サービスを利用したときの、サービスにかかる基本的な費用の負担割合を掲載しています。このほか、サービスの利用内容による教材費や食費などの実費負担があります。

～サービスの支給限度額について～

状態区分ごとに1か月に利用できる金額の上限（支給限度額）が設けられています。支給限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

状態区分	支給限度額 (1か月)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者（※）	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円

※事業対象者と判定された方が1か月に利用できる金額の上限は、原則要支援1の支給限度額と同じです。ただし、利用者の状態により、市が必要と認める場合には、要支援2の支給限度額まで利用可能となります。

5) 介護予防の充実に向けて

外出の機会と地域・家庭での役割を持ちましょう！ ～今日からできる介護予防～

- ①週1回以上外出をすることや、役割を持つことは介護予防に効果的です。
- ②“やっていることを続ける・やれることを増やす・やりたいことを実現する”ためには、社会参加と外出頻度の増加が重要です。

外出することで運動量が増え、筋力とバランス感覚が保たれます。また外出することは気分転換になったり、地域の方々との交流にも繋がります。趣味活動やサロン、シニアクラブ等の活動に積極的に参加していきましょう。そして地域活動や家庭内の家事を継続的に行うことが、社会の中で役割を持つことになり、生きがいに繋がります。

○リハビリ専門職によるケアマネジャー同行訪問

自立した生活をするためのポイントの助言を、身体機能の専門職から受けることができます。
また、今後の生活を送る上での注意点や機能向上につながるプランを作成できるよう、ケアマネジャーへの助言も行います。

○通所型サービス（第1号通所事業）

短時間デイサービス

外出の機会が減少し、自宅にとじこもりがちの方に対し定期的な社会参加や軽度の介護予防活動を
提供します。

○時 間：概ね105分程度（送迎あり・入浴なし）

○利用回数：原則週1回

介護予防ケアプランにより、利用開始時から6か月間は週2回の利用も可能

○利 用 料：250円/回 ※食費、日常生活費は別途自己負担

○サービス提供実施施設：相良いきいきセンター（生きがいデイあしたか） 牧之原市福岡12-1
社協 陽だまり（花水木） 牧之原市静波479-2

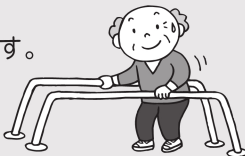
運動機能向上型半日デイサービス

運動機能向上に重点をおいた筋力トレーニングマシンを使ったデイサービスです。

○時 間：概ね3時間程度（送迎あり・入浴なし）

○利用回数：週1～2回 介護予防ケアプランによる

○利 用 料：回数単位 ※食費、日常生活費は別途自己負担



サービス名	1割負担	2割負担	3割負担
一 体 型	330円/回	660円/回	990円/回
単 独 型	352円/回	704円/回	1,056円/回

サービス提供事業所は58～61ページ参照

一日デイサービス ★

通所介護施設などで機能訓練・レクリエーション、食事、入浴サービスなどを日帰りで利用できる
サービスです。

○利用回数：週1～2回 介護予防ケアプランによる

○利 用 料：月額単価 ※食費、日常生活費は別途自己負担

	1割負担	2割負担	3割負担	入浴加算		
週1回	1,638円/月	3,726円/月	4,914円/月	1割負担	2割負担	3割負担
週2回	3,301円/月	6,602円/月	9,903円/月	40円/回		

※★の付いているサービスは、介護職員処遇改善のため加算が追加されます。

○訪問型サービス（第1号訪問事業）

○利用回数：事業対象者・要支援1 週2回を上限
要支援2（要支援2相当）週3回を上限
利用回数は介護予防ケアプランによる

1 訪問介護別による訪問サービス

(1) 自立支援型訪問サービス（生活支援）

一定の研修を受けた者などが、自宅における掃除・洗濯・買い物などを行い、自立に向けた支援を
行います。

○そ の 他：本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービス
の対象外です。利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けら
れない場合などに利用可能となります。

1) 自立支援型①★

・サービス提供実施主体：訪問介護事業所（ヘルパーまたは一定の研修を受けた者）

・利用料 回数単価

サービス名	1割負担	2割負担	3割負担
自立支援型①	210円/回	420円/回	630円/回

2) 自立支援型②

・サービス提供実施主体：NPO法人やシルバー人材センターなど

・利用料 回数単価

サービス名	1割負担	2割負担	3割負担
自立支援型②	180円/回	360円/回	540円/回

(2) 介護支援型訪問サービス（身体介護、生活支援）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護（食事、入浴等の介助）や見守りの支援を行うことで、
利用者が日常生活の中でできることを続けたり、増やしたりすることを支援します。

○そ の 他：本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービス
の対象外です。

○利 用 料：月額単価

利用回数	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度利用した場合	1,176円/月	2,352円/月	3,528円/月
週2回程度利用した場合	2,349円/月	4,698円/月	7,047円/月
週2回程度を超えて利用した場合	3,727円/月	7,454円/月	11,181円/月

※その他、事業所ごと適用する加算があります。

訪問型サービスC

理学療法士等が自宅を訪問して、家庭での環境整備のアドバイスや生活改善指導を行います。

○対 象 者：事業対象者・要支援1・2

○利用回数：訪問型サービスC単独利用者 全3～4回

○時 間：利用者の自宅にて1時間程度

○利 用 料：650円/回